精華町議会　申し合わせ事項

平成２３年　５月制定
改正　平成２６年　９月
平成２７年　３月
平成２７年１０月　１日
平成２８年１２月　１日
令和　元年　５月１４日
令和　２年１２月１７日
令和　３年　５月２０日
令和　３年　６月３０日
令和　４年１０月２５日
令和　６年１１月２２日
令和　７年　４月１８日
令和　８年　２月１８日
令和　８年１０月２８日

≪目　　次≫

第１章	総則・・・・・・・・・・・・・・・	２（議会運営委員会）
第２章	議会の構成に関すること・・・・・	２（議会運営委員会）
第３章	本会議に関すること・・・・・・・	３（議会運営委員会）
第４章	会派に関すること・・・・・・・・	５（会派代表者会議）
第５章	議会運営委員会に関すること・・・	５（議会運営委員会）
第６章	委員会に関すること・・・・・・・	６（議会運営委員会）
第７章	議員研修に関すること・・・・・・	９（議会運営委員会） （各常任委員会）
第８章	議会報告会に関すること・・・・・	９（広報広聴常任委員会）
第９章	議会と町民との関係に関すること・	１０（議会運営委員会）
第１０章	議会の予算・決算に関すること・・	１０（会派代表者会議）
第１１章	議会の広報・広聴に関すること・・	１０（広報広聴常任委員会）
第１２章	議会図書室に関すること・・・・・	１１（議会運営委員会）
第１３章	通年の議会運営に関すること・・・	１１（議会運営委員会）

第１章　総則

第１　目　的

この「申し合わせ事項」は、議会の運営を民主的かつ円滑に進めることを目的とし、議会基本条例及び付属する諸規定に明記することがなじまないもの又、全議員が合意し実践を積み重ねてきた事項に関して、明文化したものである。

第２　申し合わせ事項の制定・改廃

申し合わせ事項の制定・改廃は、該当する部署が発議し議会運営委員会で審議する。この場合、全ての申し合わせ事項は、全員一致を原則とする。ただし、やむを得ない場合は議長による調停とする。

第２章　議会の構成に関すること

第１　議会の構成

（１）正・副議長の任期は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０３条の規定にかかわらず、２年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
（２）議会選出監査委員についても、前項の規定を準用する。
（３）任期途中での辞任に伴う後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
（４）仮議長の選挙の方法は、指名推選によることとし、仮議長として臨時議長から指名される者は、議事日程に記載のある事件に関係する議員を除き、年長の議員とする。

第２　正副議長選挙候補者の立候補表明

（１）正副議長選挙の立候補者の所信表明演説は，本会議開催の正副議長選挙議事途中に全員協議会を開催し行うものとする。
（２）議長選挙に改選後の初議会の臨時議長が立候補した場合は，順次年長の議員が臨時議長として議事を進行するものとする。
（３）立候補する者は、立候補届け出用紙に必要事項を記入し、本会議開会までに議長（事務局）に届け出るものとする。ただし、本会議開会前に議長が欠けた場合には議長選挙前までとする。
（４）立候補者の所信表明演説は、立候補届け出順とし、演説時間は１人 10 分以内とする。
（５）議事録は、本会議、全員協議会とそれぞれにして記録するものとする。

第３章　本会議に関すること

第１　議　場

（１）一般選挙後の初議会における仮議席は、若い番号から当選回数が少ない順とし、臨時議長が指定する。ただし、当選回数が同一の場合は、当該議員の在職年数の少ない順とし、在職年数が同一の場合は、年齢の若い順とする。

（２）議席には、その右端に議席番号及び氏名標を備え付け、平常は伏せておき、着席の際はこれを立てて参会を明示し、退場の際はこれを倒す。

第２　一般質問

①　質問の順番は、議長がくじで決める。

②　質問は、本会議場の質問席で行う。

③　質問時間は、１人あたり質問・答弁を含め、６０分とする。最初の質問は一括質問一括答弁とし、以後は一問一答方式とする。

④　同一会派において、質問項目が重複しないように調整する。

⑤　質問通告書に具体的に記載していない質問は、認めない。

⑥　質問通告書の提出は、通告用紙の持参または電子データによる送付で行うこととする。ただし、電子データで提出した場合は、通告者は議長に当該データの到達を確認する義務を負う。また、持参した場合は、通告者は事務効率の観点から、電子データによる写しの送付に努めるものとする。

⑦　各定例月会議前の一般質問通告受け付け初日の時点において、すでに特定の委員会に付託されている案件と同じ内容で、その委員会に属する議員が、一般質問通告をすることは、避けるよう努めるものとする。

第３　会派代表質問

①　原則として定例会３月会議で行う。

②　質問の順番は、会派名簿順とする。

③　質問時間は、答弁を含まず３０分以内とし、再質問までできる。

④　会派代表質問をする議員は、一般質問を行わない。

⑤　質問通告書の提出は、通告用紙の持参または電子データによる送付で行うこととする。ただし、電子データで提出した場合は、通告者は議長に当該データの到達を確認する義務を負う。また、持参した場合は、通告者は事務効率の観点から、電子データによる写しの送付に努めるものとする。

第４ 委員会代表質問

① 定例会１２月会議で行う。
② 質問の順番は、議長がくじで決める。
③ 質問時間は、答弁を含まず３０分以内とし、再質問までできる。
④ 委員会代表質問をする委員は、議員として一般質問をすることを妨げるものではない。
⑤ 質問通告書の提出は、通告用紙の持参または電子データによる送付で行うこととする。ただし、電子データで提出した場合は、通告者は議長に当該データの到達を確認する義務を負う。また、持参した場合は、通告者は事務効率の観点から、電子データによる写しの送付に努めるものとする。

第５ 議案質疑

① 質疑回数は、３回までとする。ただし、議長が必要と認めた場合は、一問一答方式を採用することができる。
② 当該議案の付託委員会に属する議員は、委員会審査のための大局的な質疑を除き、本会議質疑は遠慮する。また、付託委員会において、当該議案の本会議質疑と同じ質疑は遠慮する。
③ 議長または、議会運営員会で必要と認めた場合は、行政側に関連資料の提出を求めるものとする。

第６ 討論

① 当該議案の付託委員会に属する議員は、本会議討論は遠慮する。

第７ 会議等

① 議案の表決は、原則として起立で行う。ただし、会議規則第８４条第３項の規定により電子表決システムによる表決を採るときは、議長は予め議会運営委員会で確認することとする。
② 本会議には、代表監査委員の出席を求めることができる。
③ 貸与するタブレット端末の持ち込みを許可する。
④ 会議の開始は、３分前のブザーによって告知する。
⑤ 議会が意見書を国会・関係省庁に提出する場合は、その内容により、議長は、各政党・関連機関に対し同趣旨の要望書を提出することができる。
⑥ 庁舎内にある議員登庁パネルは、下段右から左へ並べることとし、その並び順は、「第３章 本会議に関すること」、「第１ 議場」、「（１）」に準ずる。

第４章　会派に関すること

第１　会派

（１）会派は、複数の議員による政策集団であり、常に集団的に調査研究を行い、政治的研鑽を積むものとする。

（２）複数の会派による合同研修等の開催は妨げない。

（３）会派室は、会派に属する議員数に按分して配室する。

（４）会派名簿の記載順は、会派に属する議員数が多い順とする。ただし、複数の会派において議員数が同一の場合には、当該会派の名称の五十音順による。

第２　議会の構成

（１）一般選挙後の、初議会の開催について、議会が構成されるまでの間、議会運営等に関することは会派代表者会議で決定する。

①　議長が、当選人にいない場合は、副議長が代理する。

②　議長・副議長ともに、当選人にいない場合は、会派代表者の中で、年長の代表者が代理する。

第３　会派代表者会議の議題

（１）会派から議題を提案される場合は、会議の２開庁日前までに議長に提出しなければならない。

（２）会議期間中に開催する会議への議題提出にあっては、提出日の７日前までに、各会派へ提出議題の通知を書面にて行うこととする。

（３）国や府に対して意見書の提出を求める請願が不採択となった場合は、同一会議期間中に同じ趣旨の意見書は提出しないものとする。

第５章　議会運営委員会に関すること

第１　議会運営委員会の構成

（１）委員は、次の議員で構成する。

①　委員の定数は、９人と定める。

②　委員は、各会派から１人選出する。ただし、定数に満たない場合は、会派に属する議員数に応じて按分する。なお、同数の按分率が生じた場合は、その会派間の協議により決定する。

③　議会運営委員会の構成に関し、委員の任期満了の日までに会派に属する議員数に応じて按分した按分率に変更が生じた場合、各会派間の協議により、委員の所属変更等を行わずに委員会の構成を維持することができる。

第２　議会運営委員会の開催

（１）委員会は、委員会条例（昭和６２年条例第２４号）第１３条の規定に基づく他、各本会議の前及び終了前に開催する。

（２）会派に属さない議員は、オブザーバーとして出席することができる。

なお、委員長の許可により発言することができるが、表決権はもたない。

第３　議案の上程

（１）議案の上程については、議会運営委員会の審議を経たものとする。

第４　請願書

（１）請願書の締切日は、各本会議前に開催される議会運営委員会の１開庁日前までとする。なお、各本会議終了日前に開催される議会運営委員会の１開庁日前までに提出されたものについても同様とする。

（２）議長、副議長及び関係する常任委員会に所属する議員は、紹介議員になることができない。

第５　陳情書・要望書

（１）陳情書・要望書の取扱いについては、議長が議会運営委員会に諮り決定する。

第６　その他

（１）一部事務組合議会及び広域連合議会報告等は、１０日以内に議長に文書で報告する。また、該当する常任委員会で報告するとともに、各議員へは報告書を配布する。

（２）例月出納検査報告書は、各議員への配布のみとする。ただし、議会運営委員会で必要と認めた場合は、監査委員に口頭での報告を求める。

第６章　委員会に関すること

第１　委員会の構成

（１）各常任委員会の委員は、各会派において選考した候補者を議長に届け出、また、会派に属さない議員は希望する委員会を議長に届出を行い、議長は、これを取りまとめ、委員会条例第７条の規定に従い、委員の選任を行うこととする。ただし、同条例第７条第２項の少なくとも一箇の常任委員会委員にならなければならない規定において、予算決算常任委員会委員のみ、一箇として属することはできない。

なお、各会派の届出において、各常任委員会定数を超える又は満たない場合は、議長と各会派代表者により協議、調整のうえ、これを決定する。

（２）総務事業常任委員会及び民生教育常任委員会について

① 議員は、総務事業常任委員会及び民生教育常任委員会の両委員会に属することはできない。

② 委員は、各会派から１名選出する。ただし、定数に満たない場合は、会派に属する議員数に応じて按分する。なお、同数の按分率が生じた場合は、当該会派間の協議により決定する。

③ ②の規定において、定数に満たない場合は、無会派の議員が属する。なお、無会派議員が複数の場合は、当該議員間の協議により決定する。

（３）予算決算常任委員会の委員は、「第５章　議会運営委員会に関すること」、「第１　議会運営委員会の構成」、「②」に準ずる。

（４）広報広聴常任委員会の委員は、各会派から１人選出と、会派に属さない議員（議長を除く。）で構成する。ただし、定数に満たない場合は、会派に属する議員数に応じて按分する。なお、同数の按分率が生じた場合は、当該会派間の協議により決定する。

（５）各常任委員会の構成に関し、委員の任期満了の日までに会派に属する議員数に応じて按分した按分率に変更が生じた場合は、「第５章　議会運営委員会に関すること」、「第１　議会運営委員会の構成」、「③」に準ずる。

（６）予算決算常任委員会及び広報広聴常任委員会について、委員の辞任等により欠員が生じた場合は、正副議長及び各会派間の協議のうえ、欠員を補充するものとする。

第２　委員会の運営

（１）委員会は、秘密会を除き原則として公開する。

（２）委員会の傍聴及びテレビ放映は、本会議に準ずる。

（３）委員会による発委は、委員会に属する全委員が賛成しなければならない。

（４）委員会による表決方法は、挙手表決を用いる。

第３　委員会における審査報告

（１）各委員会の審査結果については、正副委員長で協議し、委員長の責任で報告書を作成する。

（２）委員会の審査報告(委員長報告)は、登壇して行い、審査報告に対する質疑の答弁は、自席で行う。

（３）委員会の審査報告（委員長報告）に対する質疑は、付託委員会に所属する議員は遠慮する。

第４　委員会の活動報告

（１）会議期間中の付託議案に関する委員会活動報告は、会議期間内に委員長報告をする。審議未了議案もこれに含む。

（２）会議期間中及び休会中の上記（１）以外の委員会活動の状況は、委員長の責任で、原則７日以内に文書で議長に報告する。議長への報告後最初の議会運営委員会で確認後、すみやかに全議員に配布する。

第５　自由討議導入

（１）定義及び目的について

①　自由討議は、議案又は請願等に対する質疑終了後、討論開始前に行う委員間における討議及び委員会の研究テーマや議案に対する意見、付帯決議に関する委員間における討議をいう。

②　自由討議は、①に対する問題点を浮き彫りにし、さまざまな観点から論点を整理して委員間の理解を深めるとともに、合意形成に努め、公開することによって、議会の議決の経緯、理由について説明責任を果たすことを目的とする。

（２）開始について

①　自由討議は、委員長の発議又は委員から動議の提出により行うことができる。

②　①に基づき自由討議を発議又は動議を提出する場合は、自由討議を求める趣旨及び目的を明確に示さなければならない。

（３）発言等について

①　委員が発言をする時は、委員長の許可を得なければならない。

②　委員の発言回数は、制限しないこととする。

③　委員は、他の委員の発言を強要することはできない。

④　委員は、発言趣旨を補完する資料を配付する場合には、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

（４）取扱い及び公開・記録について

①　自由討議において、合意形成の図られたものについては、議案提出及び

委員長報告など、必要に応じて本会議に反映させるものとする。
② 議事録は、委員会議事録として記録する。

第７章　議員研修に関すること

第１　研修の目的等

議会、常任委員会、会派は、各議員および議会の能力を向上させ、住民福祉の向上に資するため、多様な研修の機会を設けるとともに、議員は積極的に研修に参加しなければならない。

第２　各常任委員会の研修

各常任委員会の研修は、委員長の責任で次の要領で実施するものとする。
① 研修前における、研修目的、視点、課題の整理等（別紙様式１）
② 研修後１０日以内に、参加者全員のレポート提出（別紙様式２）
③ 事後の参加者間による意見交換、成果の確認
④ 委員長は、研修後３週間以内に、次の内容を備えたファイルを作成すると共に、研修報告書を作成し議長に提出しなければならない。
ア、研修目的、計画、事前資料
イ、研修旅程と経費の報告
ウ、参加者全員のレポート
エ、研修報告書（別紙様式３）
オ、研修先で入手した資料

第３　その他の研修

（１）前項の規定は、政務活動費を使用する会派研修にも準用する。
（２）委員会・会派及び議員派遣等による研修報告は、各議員に対して、報告書を配布するものとする。

第８章　議会報告会に関すること

第１　議会報告会開催要領

（１）議会報告会を複数の会場で実施する場合は、議員を班に分けることができる。また、議長の了承を得て、委員会単位での開催も可能とする。
（２）議会報告会の資料は、必要に応じて作成する。
（３）意見交換など議会基本条例と同一主旨で開催する取り組みは、「議会報告会」以外の名称の使用も可能とする。

（４）災害等で開催が困難な場合は、アンケートなど代替措置を講じなければならない。
（５）取り組みの結果は、公表しなければならない。

第９章　議会と町民との関係に関すること

第１　請願に関すること

（１）請願は、紹介議員を必要とする。
（２）請願の審査に際しては、請願者の意見聴取に努力する。
（３）請願受付締切日は、３週間前までに議会広報・ホームページ等適切な方法で周知しなければならない。

第２　陳情・要望（陳情等）に関すること

（１）陳情等は、紹介議員を必要としない。
（２）陳情等の受付締切日は、３週間前までに議会広報・ホームページ等適切な方法で周知しなければならない。

第３　公聴会・参考人制度の活用

（１）議会基本条例の理念から、可能な限り関係者の議会への参画を促進する。
（２）請願・陳情・要望等の審査には、公聴会・参考人制度を必要に応じて活用するものとする。

第１０章　議会の予算・決算に関すること

第１　議会の予算・決算

（１）議長は、予算要求にあたっては、各委員会・会派の意見を聴取しなければならない。
（２）議長は、議会として予算要求をする場合は、その内容を会派代表者会議に報告し了解を得た上で町長に提出するものとする。
（３）議長は、各年度の議会の予算・決算に関して、会派代表者会議で報告しなければならない。

第１１章　議会の広報・広聴に関すること

第１　議会の広報・広聴

（１）広報広聴常任委員会は、多様な広報広聴手段の研究、開発に努め、多様な町民との意見聴取と情報提供をめざす。

（２）広聴内容は、次のように分類する。

①　各委員会で調査・検討するもの。

②　既定事実として確定しているもの。

③　行政に送付するもの。

④　参考として聞き置くもの。

（３）前項のうち、①から③は、必要な調査・検討の後、その結果を適切な方法で広報する。

第１２章　議会図書室に関すること

第１　議会図書室の設置

（１）議員の政策研究に資する

（２）町民への議会情報の公開

（３）議会関連諸資料(歴史)の保存

第２　議会図書室の運営は、町立図書館の協力を得つつ、議会運営委員会が担当する。

第１３章　通年の議会運営に関すること

第１　本会議会期　≪定例会条例関係≫

会期は、毎年４月中下旬から翌年３月下旬までの概ね１年とする。ただし、議員の一般選挙が行われる年の会期の始期は、改選後の議員の任期開始後の５月からとする。

第２　発言の取り消し、訂正（会議規則第６４条）

規則本文中の「会期中」を「会議期間中」に読み替える。

第３　委員会の選任、辞任（委員会条例第１２条第２項関係）

条例本文中の「閉会中」を「会議期間外」に読み替える。

第４　議員の派遣（会議規則第１３２条関係）

会議と会議の間については、議長決裁を認める。

第５　委員会の選任、辞任（委員会条例第７条及び第１２条関係）

会議と会議の間については、議長決裁を認める。

第６　議員の居場所届け出（会議規則第３条関係）

議員が連続して５日間以上、町外に滞在する場合は、連絡先を議長に届け出る。

第７　議案等の一連番号

議員及び委員会並びに町長提出議案等は、従前どおり、暦年ごとに、その種別により一連番号を付ける。

附　則

この申し合わせ事項は、平成２３年５月から施行する。

附　則（第１３章追加）

この申し合わせ事項は、平成２６年９月から施行する。

附　則（第４章第３を改正）

この申し合わせ事項は、平成２７年３月から施行する。

附　則（第１３章改正、旧１３章第２を第６章第３へ、第４章第３改正その他通年議会への対応と現状に即した内容へ改正）

この申し合わせ事項は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則（第６章の第１の(１)(２)の追加）

この申し合わせ事項は、平成２８年１２月１日から施行する。

附　則（第２章の第２の項の追加、第６章の第５の項の追加）

この申し合わせ事項は、令和元年５月１４日から施行する。

附　則（第３章の第５の②字句の削除、第５章の第５(２)の追加、第６章の第１の(２)一部削除、第７章の３の（１）字句の改正、第８章全部改正）

この申し合わせ事項は、令和２年１２月１７日から施行する。

附　則（第１章の第２の字句の修正、第２章の第２の（３）の字句の修正、第３章の第２の⑥改正、同章の第３の⑤改正、同章の第５の②の字句の修正、同③全部改正、第５章の第６の（１）の字句の追加、第６章の第１の（２）全部改正、同第４の（１）の字句の追加、第８章の第１の（１）の字句の修正、第１１章の第１全部改正）

この申し合わせ事項は、令和３年５月２０日から施行する。

附　則（第３章の第１の（１）にただし書きを加える、同章の第５に⑥を加える、第６章の第１の（１）にただし書きを加える）

この申し合わせ事項は、令和３年６月３０日から施行する。

附　則（第６章の第４全部改正）

この申し合わせ事項は、令和４年１０月２５日から施行する。

附　則（第２章第１に第４号を加える改正。第３章第５①にただし書を加え、同項を同章第６とし、同章第４①中の字句を改め、同項を同章第５に改め、同章第３の次に第４を加える改正。第５章第５第１号中の字句を改める改正。第６章第１第２号中の字句を改め、同章第２第３号中の字句を改め、同項に第４号を加える改正）

この申し合わせ事項は、令和６年１１月２２日から施行する。

附　則（第５章第６に第３号を加える改正）

この申し合わせ事項は、令和７年４月１８日から施行する。

附　則（第１章第２第３号中の字句を改める改正。第３章第１第１号の字句を改め、同章第３②の字句を改め、同章第６⑥の字句を改める改正。第４章第１に第４号を加え、同章第３第１号の字句を改め、同項に第３号を加える改正。第５章第１第１号に③を加え、同章第４第１号の字句を改め、同章第６第３号を削除する改正。第６章第１第１号の字句を改め、同項第２号を同項第４号に改め、同項第１号の次に第２号及び第３号を加え、同項第４号の次に第５号及び第６号を加える改正。第６章第５の全

部改正。第８章第１第３号の字句を改める改正）

この申し合わせは、令和８年２月１８日から施行し、この申し合わせによる改正後の精華町議会申し合わせ事項第６章第１第３号の規定は、同日以後初めて行われる構成替えから適用する。

附　則（第３章第５②に後段を加え、同章第６を同章第７に改め、同章第５の次に第６を加える改正。第６章第３に第３号を加える改正）

この申し合わせ事項は、令和８年１０月２８日から施行する。